

運営費交付金の競争的配分等に反対し、高等教育・研究機関への公的支出の増強を求める

本会はさる5月27日の第38回定期大会において「運営費交付金の競争的配分に反対し、高等教育・研究機関への公的支出の増強を求める決議」を発した。その後、教育再生会議第二次報告が出されるなど、高等教育・研究機関への公的支出をめぐる問題は深刻の度を深めている。

一方で、こうした競争原理の貫徹による大学存亡の危機を危惧する世論も広がっており、これを反映した動きも見られる。例えば、地方大学や教員養成系大学が地域社会に果たしてきた役割を重視して、これを守り発展させ得るべく、県知事など地方自治体やその首長、地方財界などが、地方大学や教員養成系大学への運営費交付金の競争的配分をやめ、十分な教育研究予算の配分を求めるという動きが広がっている。また、東京大学はその豊富な財源を活かした大学運営を模索し、その中で、年収400万円以下の家庭の学生について、授業料を免除するとの措置を講じることを決め、家庭の経済状態によらず教育権が保障される社会に資する方向性を打ち出している。文部科学省は、来年度予算において運営費交付金の2%増額を要求している。

参議院選挙において与党が歴史的な惨敗をし、安倍首相が辞任を表明する情勢のもとで、私たちは、自公政権によりもたらされた大学のゆがみをただし、日本の高等教育・研究が健全な発展を取り戻すよう、次のことを求めるものである。

1. 国立大学の運営費交付金について、「効率化係数」や「経営改善係数」による運営費交付金の減額をただちにやめ、また、競争的配分を導入しないこと
2. 国立大学の教員給与について、成果主義の導入をやめ、高等教育・研究の担い手に相応しい給与水準を保障すること
3. 大学の学費について、減額を出発点として漸進的に無料化するよう、運営費交付金、私学助成金等の抜本的増額をはかること
4. 教育研究における重点化とトップダウンを追求する教育再生会議を廃止し、第二次報告など同会議の報告を政策に反映しないこと
5. 地方大学や単科大学などが、その地域や専門分野の発展および国民の高等教育に重要かつ固有の役割を果たしていることを重視し、中核的大学への「選択と集中」ではなく、大学全体の底上げをはかる文教政策を採ること。

以上、決議する

2007年9月16日

日本科学者会議幹事会

運営費交付金の競争的配分に反対し、高等教育・研究機関への公的支出の増強を求める決議

法人化以降、国立大学では、国から配分される基盤的経費である運営費交付金が、「効率化係数」や「経営改善係数」によって年々減額され、多くの大学が経済的な困難に直面している。

このため、すでに、さまざまな歪みが生じている。基盤的な教育研究にあてる経費は限りなくゼロに近づき、これまで展開されてきた多様で創造的な研究教育を継続発展することが困難となっている。常勤・非常勤教員の採用も抑制されている。多くの大学の運営の現状は、長年の努力で築かれた研究教育基盤を食いつぶしながら、外部資金をつなぎ資金に回し、教職員の懸命の努力によって何とか機能を維持しているというものであり、早晚破綻は免れない。

ところがさらに、財務省は大学の運営費交付金の競争的配分を考え、経済財政審議会でも同様の議論がなされている。運営費交付金は、高等教育・研究機関たる大学の最低限度の質の維持を保障する財政基盤であり、国は、自己資本を持たせずに法人化させた国立大学に対して、その教育研究条件整備のために十分な額を配分する責任を有している。したがって、国家が教育の質の維持向上に責任を有する限り、競争的配分になじまないものであることは、自明である。運営費交付金の競争的配分は、国立大学の財政を破綻させ、高等教育全体の崩壊を導くものである。政府がこのような野蛮な制度の導入を平然と構想することにたいし、私たちは強い怒りと驚きをもって、反対の意思を表明する。

そもそも、大学はいま、視野の狭い恣意的な基準に基づく競争と評価とに徹底して曝されている。しかし、国立大学には、設置当時から財政上・制度上の大学間格差があり、簡単に数値化できる評価の指標項目ほど、こうした歴史的格差を反映しやすい。法人化後の大学評価では、地方国立大学や教員養成系大学はおしなべて低評価で、一部の大規模大学や実学的分野のみが重点化の対象とされている。

しかし、地方大学や教員養成系大学などが果たしてきた教育・研究・医療における役割は、衰微してしまっても日本の学術・文化・産業の大勢に影響を及ぼさないほどの小さな存在に過ぎないであろうか。このような資源配分の重点化によって地方の大学が壊滅的な打撃をうければ、日本の高等教育体制全体が崩壊することは必至である。

このように、運営費交付金の削減や競争的配分を行うならば、すでに高額な学費のさらなる高騰をまねき、多くの大学で、高等教育機関にふさわしい基盤的教育・研究態勢の破壊や、あまつさえ財政破綻にまで直結する。しかも、政府・与党は、これらを国民に示してその信を問う責任を果たさぬまま強行しようとしているのである。とくに、いま大学に在学したり入学を目指している学生・生徒から、突然教育を受ける権利を奪うことは、容認しがたい。

運営費交付金の競争的配分を政府財政計画（骨太の方針）に盛り込むことは、あってはならない。さらに、高等教育・研究機関にたいし、政府の責任を放棄して、効率化係数や経営改善係数の名の下に交付金や助成金を削減することを直ちに中止するよう求める。むしろ、大学への基盤的経費の十分な配分の保障こそ、日本の教育・研究水準を底上げする政策である。さらに、学費についても、公的支援の拡大によって減額をはかるべきである。現在のような高額な学費は、憲法の保障する国民の教育を受ける権利を侵害し、国際人権規約における高等教育無償化条項にも反するものである。学費の減額を出発点として、学費を漸進的に無料化する政策を採用すべきである。

2007年5月27日

日本科学者会議第38回定期大会